

# ○町田市子どもセンター運営委員会運営要綱

平成18年4月1日

施行

子ども生活部児童青少年課

改正 2009年4月5日

2014年9月1日

2016年10月1日

2018年6月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ掲載

## 第1 趣旨

この要綱は、町田市子どもセンター条例施行規則（平成15年3月町田市規則第19号）第12条の規定に基づき、町田市子どもセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 役割等

- 1 委員会は、町田市子どもセンター条例（平成11年3月町田市条例第10号）別表第1に掲げるセンター（以下「センター」という。）にそれぞれ置くものとし、その名称は、別表のとおりとする。
- 2 委員会は、センターの運営に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

## 第3 組織

- 1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 子ども委員会の代表 2人以内
  - (2) 地域住民 6人以内
  - (3) 小学校、中学校又は高等学校の代表 4人以内
  - (4) 町内会・自治会の代表 1人

- (5) 町田市青少年健全育成地区委員会の代表 3人以内
- (6) 町田市青少年委員の代表 3人以内
- (7) 民生・児童委員の代表 1人

#### 第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第6 会議

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

委員会の庶務は、子ども生活部児童青少年課において処理する。

#### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

##### 附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、2009年4月5日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、2014年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2018年6月1日から適用する。

別表

センターの名称	運営委員会の名称
ばあん	子どもセンターばあん運営委員会
つるっこ	子どもセンターつるっこ運営委員会
ぱお	子どもセンターぱお運営委員会
ただON	子どもセンターただON運営委員会
まあち	子どもセンターまあち運営委員会